

大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 32 条の規定による認定の申請 に関する要綱

制定：平成 21 年 9 月 29 日

最近改正：令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第 36 号。以下「府条例」という。）第 32 条の規定による認定の申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制限の緩和に関する認定の申請)

第 2 条 府条例第 32 条の規定による認定を受けようとする者は、別記様式による申請書に、それぞれ市長が別に定める図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(実施の細目)

第 3 条 この要綱の実施に関して必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの基準による改正前の大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 32 条の規定による認定の申請に関する要綱別記様式による用紙は、この基準による改正後の大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 32 条の規定による認定の申請に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式（第2条関係）

大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による認定申請書

年 月 日

大阪市長 様

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大阪府福祉のまちづくり条例第32条 第1項 の規定による認定を申請します。
第2項

1 建築主 住所 氏名 電話番号	
2 代理者 住所 氏名 電話番号	
3 設計者 資格 住所 氏名 電話番号	() 建築士 () 登録第号
4 地名地番	
5 住居表示	
6 主要用途	
7 工事種別	新築 増築 改築 用途変更
8 認定を要する理由	
9 認定により制限の緩和を行う条項	第 条 第 項 第 号

※ 受付欄	※ 認定証欄

【注意】 ※印のある欄は記入しないでください。